

働く障害者支援のための連携協定書

宮城県（以下「甲」という。）と公益財団法人日本財団（以下「乙」という。）は、障害者等が、適性や能力に応じて就労し、地域で自立した生活を送り、活躍できる社会を目指して、障害者等の就労機会拡大と工賃・賃金向上に係る協働のため、次のとおり、連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙の緊密な相互連携と双方の資源を有効活用した協働の取組を推進し、障害者等の就労と工賃・賃金向上等による経済的な自立促進を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1） 障害者等の就労と工賃・賃金向上に関すること。
- （2） デジタル関連業務の受注機会創出と環境整備に関すること。
- （3） その他就労機会の確保、経済的自立の促進に関すること。

2 甲と乙は、前項各号に掲げる事項の推進に当たり、次の各号のとおり取り組むとともに、連携事項の詳細について、別途協議して定めるものとする。

- （1） 甲は、共同受注窓口等に対する体制基盤の整備に係る支援を行う。
- （2） 乙は、共同受注窓口等を通じた就労、障害者施設等の受注拡大に係る仕組みの提供・構築支援を行う。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和10年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれかから、協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、有効期間が満了する日から1年間、本協定は更新され、その後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、本協定の有効期間は、令和12年3月31日を越えないものとする。

（守秘義務）

第5条 甲と乙は、本協定に基づく活動において知り得た相手方の秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に書面により相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（疑義の決定）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を所持する。

令和8年2月9日

甲 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県知事

村井 嘉浩

乙 東京都港区赤坂一丁目2番2号
公益財団法人日本財団
会長

滝形 武彦